

福島県教育委員会平成26年8月定例会会議抄録

1 日 時	平成26年8月22日(金) 午後1時30分
2 場 所	教育委員室(県庁西庁舎9階)
3 出席委員	小野委員長、1番 高橋委員、2番 境野委員、3番 蜂須賀委員、4番 佐藤委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後1時30分、委員長から8月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、高橋委員、境野委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	<p>委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。</p> <p>教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。</p> <p>(説明概要)</p> <p>議案第1号は、平成27年度に県立特別支援学校小学部、中学部及び高等部で使用する教科用図書の採択について諮るもの。</p> <p>議案第2号は、平成27年度に県立高等学校で使用する教科用図書の採択について諮るもの。</p> <p>議案第3号は、福島県立高等学校条例の一部を改正する条例案について諮るもの。</p> <p>議案第4号及び議案第5号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。</p> <p>報告第1号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対して行った分限処分について報告するもの。</p>

(6) 会 議 の 非 公 開

(7) 議 案 審 議
議 案 第 1 号

報告第2号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。

ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第3号以降の議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。

平成27年度使用県立特別支援学校小学部・中学部・高等部の教科用図書の採択について（議案第1号）、特別支援教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。

委 員：小学部で点字版一般図書を希望する学校がなかったのは、小学部にとっては点字は難しすぎるということなのか、あるいは、障がいの程度が点字までは必要ない程度のものなのか。

特別支援教育課長：点字を習得するためには、ある一定の学習が必要となる。小学部の段階では、点字そのものに対する理解が低いので、まずは、点字ではなく教員とのやり取りの中で理解を深めてもらう。点字については、触って覚えるということが基本になるので、訓練をして、点字が読めるようになる中学部、あるいは高等部の段階から点字版を使用するという児童・生徒が多い。

委 員：盲学校の高等部で使用するものには点字版が含まれているのか。

特別支援教育課長：高等部では点字版を使用するが、使用部数が限られていることから、一般の教科書のように採択するのではなく、既に点字版にされている教科書が準備されているので、そちらを使用するという形での採択となる。

議案第 2 号

委員：資料 6 ページの一覧表には、点字版の教科書もあれば、そうでない教科書もあるということか。

特別支援教育課長：今回お示ししたのは、点字版ではない通常の教科書である。

委員：後ほどで構わないので、参考に、目が見えない、あるいは弱視の子どもへの教え方について教えて欲しい。

委員：郡山養護学校、須賀川養護学校、平養護学校で教科書の種類が異なるのはなぜか。

特別支援教育課長：各学校の教育課程の違いによるものである。例えば郡山養護学校の場合、準ずる教育を受けている児童・生徒が非常に少ないため、使用する教科書も限られてくる。それに対して須賀川養護学校のように病弱者が多い学校の場合は、大学進学を目指す子どもから重度の障がいを持つ子どもまで、幅広い児童・生徒が在籍しており、教科書の幅も広がっている。

平成 27 年度使用県立高等学校の教科用図書の採択について（議案第 2 号）、高校教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。

委員：例えば数学の欄を見ると、福島高校ではそれぞれ違う出版社の教科書となっているのに対して、同じ出版社の教科書を選んでいる学校もあるが、どのような基準からこのような違いが出てくるのか。

高校教育課長：それぞれの学校において、生徒の実態等を踏まえ、最も適切な教科書をそれぞれの教科の担当者による審査の上、選定している。したがって、学校によっては、1・2・3 年生とも同じ出版社の教科書を選定している学校もあれば、各学年で違う出版社の教科書を選定している学校もある。

委員：会津学鳳高校についてだが、例えば数学を見ると、数学Ⅰや数学Ⅲが２種類ずつあるが、これは一貫校用のものと総合科用のものに分かれているのか。あるいは、習熟度に応じて選択できるようになっているのか。

高校教育課長：中学校から内部進学で入学してくる生徒もいれば、高校から新たに入学してくる生徒もいるため、そうした生徒の実態を踏まえて、２種類選定しているところである。

委員：難しい内容となっているのはどちらの教科書か。

教育長：上に記載されている教科書の方が難しい。

委員：ふたば未来学園高校についてだが、教科書の数が少ないのはなぜか。また、大学進学を狙えるような選定となっているのか。

高校教育課長：教科書の選定数については、平成２７年度は生徒が１学年のみであるため、このような数となっている。２点目の御質問についてだが、３つの系列において同じ教科書を使用することから、アカデミック・トップアスリート・スペシャリストのいずれの生徒にも対応できる教科書を選定している。したがって、大学進学等に向けた指導においては、教科書以外の副教材により適切に対応していきたいと考えている。

委員：ふたば未来学園高校の場合は、まだ教員がいない訳だが、誰が選定したのか。

高校教育課長：現在開校の準備を担当している高校教育課の担当者が選定し、別の教科書採択の担当者が審査した。

これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。

(8) 前 回 会 議 録 の 承 認	委員長が、平成26年7月定例会会議録の承認を求めたところ、一部訂正の上、全員異議なく承認した。
(9) 議 案 審 議	
議 案 第 3 号	福島県立高等学校条例の一部を改正する条例案について（議案第3号）、高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議 案 第 4 号	福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第4号）、職員課長より指定速度超過による運転に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議 案 第 5 号	福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第5号）、職員課長より交通加害事故に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
報 告 第 1 号	福島県公立学校教員の分限処分について（報告第1号）、職員課長より行方不明に係る処分について説明があり、了承した。
報 告 第 2 号	訓告処分等について（報告第2号）、職員課長より説明があり、了承した。
(10) 次 回 の 日 程	平成26年9月10日（水）午後1時30分に定例会を開会することが決定された。
(11) 閉 会	午後2時26分閉会となった。